

令和5年度温泉熱等の有効活用等普及促進調査等委託業務に関する提案書の評価基準表

(別添5)

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-		
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	15	5	10	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性、確実性があるか。		
2 業務の実施方法										-	-
	2.1	仕様書2.(1)①の業務内容	支援を希望する温泉地の公募や選出方法の基本的な考え方や具体的な方策について提案すること。	必須	25	5	20	提案された内容が具体的に適切なものであること。	提案された内容が、地域主体による温泉熱等の有効活用事例を創出する上で効果的であり、創造性があるか。		
	2.2	仕様書2.(2)①の業務内容	ガイドラインの改訂の骨子案(目次案)を作成する際の基本的な方針について提案すること	必須	20	5	15	提案された内容が具体的に適切なものであること。	提案された内容が業務目的を達成する上で効果的であるか。		
	2.3	仕様書2.(3)②の業務内容	温泉熱等有効活用の普及に向け、収集することが有用と思われる基礎情報について具体的に提案すること。	必須	20	5	15	提案された内容が具体的に適切なものであること。	提案された内容が業務目的を達成する上で効果的であり、創造性があるか。		
	2.4	仕様書2.(5)の業務内容	過去の温泉熱有効活用促進セミナーを参考に、事例紹介を行う講師の候補案及び理由を提案すること。	必須	15	5	10	提案された講師候補案及び理由が妥当であること。	提案された講師による取組が全国の温泉熱等の有効活用を促進する上で訴求力があり、効果的であるか。		
3 業務の実施計画			仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	15	5	10	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。		

4 業務の実施体制										-	-
4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	20	5	15	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。				
		任意	5	-	5	-	業務に必要な外部ネットワークや内部バックアップ体制等が存在するか。				
	4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務(地域共生型の再生エネルギー等利活用に関する業務)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	20	-	20	-	従事者に本業務の類似業務(地域共生型の再生エネルギー等利活用に関する業務)の実績があるか。ある場合を可(5点)とし、それ以上の件数や概要、従事者の能力等に応じて加点する。			
			必須	5	5	-	本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	-			
5 組織の実績		過去に類似業務(温泉熱の有効活用に関する業務)の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	15	-	15	-	過去に類似業務(温泉熱の有効活用に関する業務)の実績が2件以上あるか。ある場合を可(3点)とし、それ以上の件数や業務概要に応じて加点する。			
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5	-	本社等において、環境マネジメントシステム認証取得等があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば加点(5点)。			

<p>7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況</p> <p>(女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書きに該当する、環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業については、評価項目から除くこと。)</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。</p>	<p>任意</p>	<p>5</p>	<p>-</p>	<p>5</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし2段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 <p>※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2点 ・トライくるみん認定 2点 <p>※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定)</p> <p>※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)</p> <p>若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p>	<p></p>	<p></p>
---	---	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	--	---------	---------

8 企業等の賃上げの実施								-	-
8.1 事業年度(又は暦年)における賃上げ	賃上げの実施を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。	任意	10	-	10	-	表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。		
技術点小計			200	45	155	加点合計			
価格点			100			基礎点		45	
総計						価格点			
						総合評価点			

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀:5点、優:4点、良:3点、順良:2点、可:1点、不可:0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。

※以下は事務的事項のため、審査の際には印字しない※

例示上の注釈) 価格と同等に評価できる項目=0+4+5+6+7+8=100点、創造性等の価格と同等に評価できない項目=1+2+3=100点、合わせて技術点=200点 価格点=100点
例示を多く記載する趣旨で、点数等を?にした記載項目も入れたが、実際に使用するときは、適宜配点等を記載されたい。

※組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等の取得状況における加点は、認定段階ごとに固定された点数であり配点の設定を変更することは不可とする。

※8.2 「② 国庫債務負担行為による複数年契約における賃上げ」に係る加点については、いわゆる「次回の調達」までは加点の機会はないため、当面は考慮しない。

※審査後は単に各委員の採点を集計して平均点を求めるだけでなく、審査委員会において各委員の採点内容を確認し、他の委員と著しく点差がある採点については、採点した委員に理由を聴取し、適切な理由がないと判断された場合は、当該採点は集計から除外することとし、採点が誤りであった場合についても、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱うこと。除外とする採点があった場合には集計表の備考欄等にその旨を付記すること。
なお、著しく点差がある採点とは、他の委員の採点の平均点と比し、概ね5点評価で2点(10点評価で4点、15点評価で6点)以上の差があるものとする。

(留意点メモ)

基礎点の割合を大きくすると、技術評価による加点評価の比重が小さくなるため、価格が落札者を左右する可能性が高くなる。

したがって、価格重視なら基礎点の割合を大きくし、技術重視なら加点の割合を大きくすべき。

また、価格を重視するならば、価格配点を1:2以上にすることもできる。

なお、技術を重視するならば、基礎点の基準のレベルを高くすることも考えられるが、あまりに高水準を要求すると、提案書の不合格が増え、不服申し立てを受ける可能性が高くなることに留意。